

統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第8回）議事概要

- 1 日時 平成18年10月30日（月）10時00分から12時00分
- 2 場所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 出席者
構 成 員：竹内啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡史雄委員
総 務 省：衛藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、千野雅人経済統計課長
- 4 議題
 - (1) 意識調査の結果について
 - (2) 地方公共団体との調整状況について
 - (3) 政令改正の状況等について
 - (4) 基準・条件について
 - (5) 科学技術研究調査に係る実施要項について
 - (6) その他
- 5 配布資料
 - (1-1) 個人企業経済調査に関する意識調査の結果について（結果概要）
 - (1-2) 労働力調査に関する意識調査の結果について（結果概要）
 - (2) 地方公共団体との調整状況
 - (3) 民間開放を可能とするための関係政省令改正について
 - (4) 総務省所管の指定統計調査における民間開放の基準・条件
 - (5) 科学技術研究調査に係る実施要項について
- 6 議事の概要
 - (1) 事務局から、意識調査について、資料1-1及び資料1-2に基づき説明があった。主な質問、意見等は以下のとおり。

労働力調査に関する意識調査について、失業者・就業者別の集計を行った方がよいだろう。

今回は中間報告であり、取りまとめや結果を踏まえての議論は次回以降行う。
 - (2) 事務局から、地方公共団体との調整状況について、資料2に基づき説明が行われ、その後、意見交換が行われた。

主な質問、意見等は以下のとおり。

現在の統計調査員のモラルに与える影響も大きいので、統計調査員に向けた、総務省としてメッセージを早めに示した方がよいだろう。

(3) 事務局から、民間開放を可能とするための関係政省令改正、総務省所管の指定統計調査における民間開放の基準・条件について、資料3及び資料4に基づき説明が行われ、その後、意見交換が行われた。

主な質問、意見等は以下のとおり。

地方は事務処理特例条例の制定が困難なため、政令での措置を提案している。こうした意見も踏まえ、今後、関係方面との調整が必要である。

基準等については、大枠はこの案で問題ないだろう。資格要件としての実績条件は必要であるが、参入障壁を高くしすぎることのないようにするべき。

入札参加業者として共同企業体を認めるならば、共同企業体も想定して基準等を設定することが必要。

(4) 事務局から、科学技術研究調査に係る実施要項に関して、資料5に基づき説明が行われた。また、次回以降、必要に応じて、法律や会計分野の専門家の参加を求めることとされた。

(5) 次回は平成18年11月に開催予定。

<文責：総務省統計局（速報のため、今後、修正の可能性あり）>
以上